

# ディスクロージャー分析～「経営上の重要な契約等」の記載状況の分析2022～

2022.01.19

当ディスクロージャー分析レポートにおいては、2021年9月末までに狭義の統合報告書(※1)を発行した企業のうち、日経225銘柄に採用されている136社を対象として、有報の「経営上の重要な契約等」に関する情報がいかに表現されているかを調査・分析した。

(※1)狭義の統合報告書：IIRCフレームワークなどの統合報告ガイダンスを参考にして制作されている報告書、または冊子やWEBサイトでレポート名を統合報告書・統合レポート等と題されている報告書を指す

近年、非財務情報の充実を企図して、有価証券報告書(以下、「有報」)の改正が相次いでいる。2018年6月には「財務情報及び記述情報の充実」「建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」「提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言が金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(DWG)においてなされ、それを受け、2020年3月末決算企業から、「事業等のリスク」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)の記載などにおいて経営者視点を盛り込むことが要請された。さらに、2021年3月末決算企業からは、監査上の主要な検討事項(KAM)の記載が必須とされ、その結果、財務諸表利用者の理解が深まり、経営者との対話が促進されることなどの効果が期待されている。

さらに本年4月4日より東証の新市場区分がスタートし、プライム市場のコンセプトとして「多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場」と位置

づけ、プライム市場上場会社には、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について必要なデータ収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の充実が2021年6月11日に発表されたコーポレートガバナンス・コード(以下CGコード)で要求されている。CGコードは東証規則なので気候変動に関する基本的考え方はCG報告書において開示され、その他詳細な情報は、統合報告書等の任意開示で行われる見込みであるが、一部メディアでは有報においてTCFDに基づく開示の一部を求めるといった報道もなされているほどである。

一方、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」も2018年12月に公表がなされ、関係省庁において今後とも「国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向け、不断の検討を続けていくとしている。

この一体的開示は法令上対応を強制されるものではないが、中長期的には投資家側の利便性の向上と、企業側の業務負担の軽減につながることを期待されている。2021年1月に

は経済産業省から「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編)」が公表され、今後一体的開示を行う企業向けのガイダンスとなることが期待されている。

当レポートでは、2021年9月末までに狭義の統合報告書を発行した企業のうち、日経225銘柄に採用されている136社を対象として、非財務情報として有用性が高いと考えられる有報の「経営上の重要な契約等」に関する調査を実施した。なお、上記の「一体的開示のための取組の支援について」が公表された後の2019年3月には日経225銘柄を対象に内容の類似性に言及されている項目の一つであった「経営上の重要な契約等」の有報と事業報告における記載状況の相違について調査を行っている(※2)。

(※2)<https://rid.takara-printing.jp/res/analysis/2019/post766.html>

「経営上の重要な契約等」については、企業内容等の開示に関する内閣府令においては、組織再編行為や技術援助契約等が例示されているが、「経営上の重要な契約等」に該当するかの判断基準としては、当該契約の締結が、取締役会の決議事項に相当する場合、事業上の依存度が著しく大きくなる場合、著しく事業上の拘束を受ける場合、重要な資産の管理・処分に該当する場合等が挙げられている(開示ガイドライン5-17)。

調査の結果、「経営上の重要な契約等」の箇所に何ら記載のない企業は54社、記載のある企業82社のうちでも、当期の情報を記載していない企業も30社見られた。そのため、結果として

内容のアップデートを行っている企業は50社強となった。

【表1:経営上の重要な契約等の記載状況(N:136)】

	社数
記載あり	82
記載なし	54

次に、「経営上の重要な契約等」の記載において、有報の他の箇所へのリンクを行っているかについても調査を行ったが、企業結合等関係の注記(類する注記含む。)への参照を行っている企業が15社、重要な後発事象への参照を行っている企業が12社、他の箇所への参照を行っていない企業が22社となっていた(その他に参照箇所として見られた箇所は、追加情報や金融商品関係など)。

【表2:経営上の重要な契約等の有報の他の箇所の参照状況】

	社数
企業結合等関係	15
重要な後発事象	12

なお、記載がある82社のうち、合併・分割・株式譲渡といった組織再編関係の記載を行っている企業は6割超を占め、技術供与・ライセンスといった営業遂行上の契約を記載している企業も6割近くに上ったが、こうした営業遂行上の契約は旧来からずっと締結しているものをそのまま記載しているケースが殆どであった。また、記載の量・質については、前回調査と同様、各社千差万別となっていたが、医薬品業などについては、技術導入・導出契約など、概ね2頁以上を割き記載を充実させている傾向が見て取れた。

当期について記載がある52社のうち、統合報告書で如何に言及されているかについても調査を実施したところ、言及箇所の多い順に下記表3のような状況となった。

【表3:経営上の重要な契約等の統合報告書における記載状況(N:52/複数選択)】

	社数
CEOメッセージ	18
中計などの戦略セクション (特集含む)	16
CFOメッセージ	11
セグメント戦略	11
記載なし	17

(注)CEO、CFOには社長、財務部長などの類似名称を含む。

統合報告書においても、CEOメッセージやセグメント情報などで一言言及している程度の企業から、昭和電工(株)のように昭和電工マテリアルズ(株)(旧日立化成)との統合の過程をCEO同士の対談で示している企業や、新規にグループに取り込んだ企業の戦略を特集で紹介するといった充実した記載を行っている企業など、こちらも記載の粒度は様々であった。

経営上の重要な契約については、DWGにおいて以下のような指摘がなされていた。

- ・米国ではSEC提出書類の10Kや10Qの別紙などにおいて、非財務情報として詳細に説明されているが、日本では開示が限定的である(第5回の発言)
- ・記載の具体性がばらついている。契約のタイトルと締結日だけ書いているような上場会社もあれば、中身についてそれなりの具体性をもって会社に与える影響とかも分かりやすい形で開示している上場会社もある(第7回の発言)

- ・非常に抽象度の高い記述になっているが、契約の具体的中身について、もう少し株主及び投資家が、企業に与える影響・重要度・インパクトが分かるような形で、具体性を持って開示をさせることが重要(第7回の発言)

「経営上の重要な契約等」の記載内容は、投資家の意思判断に重要な影響を及ぼす非財務情報のひとつであると言え、それは将来の財務情報の補足に繋がると考えられる。

企業側の内部統制としては重要な契約等に該当するか否か、その判断基準を各社独自に決定し、機関決定の記録・保管等の社内ルール等を整備しておくことが必要となるだろう。また、それと共に、有報においては化石のような記載になっている経営上の重要な契約等も散見されることから、部署同士(法務、総務等)で連携を取り、どの程度まで詳細に記載するか、適時開示で開示された情報や統合報告書などの他の開示媒体における表現方法など、情報の結合性や見易さに関する工夫も図っていく必要があるといえよう。

非財務情報の記載の充実化という時代の流れの中で、守秘義務との関係も考えられるが、「経営上の重要な契約等」の記載についても投資家の投資判断に資するものとなることを期待したい。